

# 埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校 部活動に係る活動方針

## ◆活動の基本方針

- 草加分校教育目標に掲げる「自立 共生 健康」を育むために、計画的で効果的な活動の実践を行い、卒業後の積極的な余暇活動の推進や生徒の心身の健康の増進を図る。

## ◆指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した活動計画については生徒及び保護者に公表する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- 部活動の保護者会（見学会）を実施する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各顧問が連携し、専門的な指導を生徒に提供する。

## ◆具体的な活動の進め方について

- 計画的かつ効果的で安全な練習計画を作成し、生徒が活発に活動できるように体制を整え、校内情報交換や、校外で実施される研修会や講習会等への積極的な参加を推進する。
- 生徒全員がいずれかの部活動に所属することを原則とする。
- 所属する部活動については生徒の希望を優先して決定する。
- 原則として同一の部活動に3年間所属するが、希望により年度当初に変更を認める。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動代表者顧問会を設置し、長期休業中を含む活動日についての調整や情報交換を行う。（必要に応じて、行事や教科との調整も行う）
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

## ◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は原則として週2日以上以上の休養日を設定する。  
（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上、授業も練習もない日を設定する）
- 実習期間前日と実習期間中および閉庁日の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は1時間程度、休業日は2時間程度とする。ただし、練習試合や合同練習は除くものとする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる。併せて連続する7日間の休養日を設定する。
- 参加する大会等を精査し、負担軽減を図る。